

## 2019年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

茨城急行自動車株式会社においては、輸送の安全を確保するために、以下のとおり取り組んでまいります。

### 1 輸送の安全に関する基本的な方針

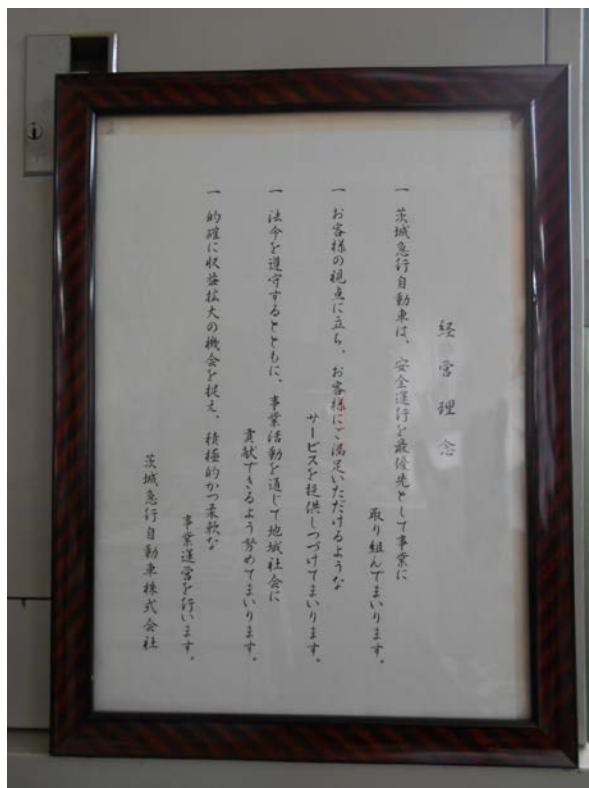
(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（これを「Plan Do Check Act」という）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

【経営理念】



【経営ビジョン】



\* 本社・営業所内に掲示し、常に全社員に周知し方針に則り業務を遂行しております。

## 2 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

(総件数および類型別の事故件数)

|       | 重大事故 |    | 交通事故 |     | 内訳        |
|-------|------|----|------|-----|-----------|
|       | 目標   | 実績 | 目標   | 実績  |           |
| 2018年 | 0件   | 0件 | 8件以内 | 13件 | 人身4件、物損9件 |
| 2019年 | 0件   |    | 8件以内 |     |           |

## 3 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

ありません

## 4 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規定に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施いたします。

## 5 輸送の安全に関する計画

### (1) 教育計画

年に4回、社員全員参加の「事故防止研究会」を開催し、事故情報・事故対策に関する情報を共有し、社員の事故防止意識を高め、事故を未然に防ぐよう努めています。

### (2) 設備投資

車両については、計画的に最新の形式へ代替してまいります。

また、ドライブレコーダーを全車両に搭載して安全運転教育に活用しているほか、左折時の巻き込み防止を目的とした「左折アラーム」や後退運転を必要とする車両へは「バックカメラ」を搭載するとともに、後続車の追突事故防止を目的とした「乗降中表示機」を装備するなど、輸送の安全性向上に寄与する設備投資を計画的に行っております。

【アシストガイドライン付バックモニター】



【車内注意喚起付運賃表示器】



\* 後退事故防止・車内事故防止のため設備の更新を進めてまいります。

【車両フロントカメラ】



【車内カメラ】



【車両左側カメラ】



【車両右側カメラ】



\* 全車両にデジタルタコグラフ内蔵型ドライブレコーダーを設置しています。

### (3) 安全運動

春の全国交通安全運動（5月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月上旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、夏季輸送の安全強化運動（7月中～下旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月中旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めてまいります。

### (4) 運輸安全マネジメント委員会の開催

経営者レベルと現業部門の代表者による意見交換等を含めて会議を開催し、双方向で情報の共有化を実践のうえ輸送の安全性向上に努めます。

## 6 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全性向上を目的とした取り組み（新車購入、安全装置の設置など）について、金額に示しますと、次のとおりとなります。

2018年度 60,905千円（中型ノンステップバス新車3両を購入）

《松伏営業所 中型ノンステップバス》



1,140千円（高性能アルコール検知器データ管理システム導入）



【高機能アルコール検知器データ管理システム】

2018年度計画において、更なる運行管理の徹底・厳正な点呼執行、飲酒運転防止を図るため、運転士の出勤時のアルコール検査実施状況をパソコンでデータ管理することができる「高性能検知器データ管理システム」を導入いたしました。運転士のアルコール検査を確実に実施させ、その結果を管理することで更なる「輸送の安全」に努めてまいります。

## **7 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統**

別紙1「輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」のとおりです。

## **8 事故・災害等に関する報告連絡体制**

別紙2「事故・災害等に関する報告連絡体制」のとおり、事故・災害が発生した場合における連絡網を整備し迅速な対応がとれるよう体制を確立しております。

## **9 安全管理規定**

別紙3「安全管理規定」のとおりです。

## **10 輸送の安全に関する教育及び研修計画**

### **(1) 現業部門の代表者**

経営者レベルと現業部門の代表者による意見交換等を含めて会議を開催し、双方向で情報の共有化を実践のうえ輸送の安全性向上に努めるため、定期的に運輸安全マネジメント委員会を開催いたします。

### **(2) 運行管理者関係**

独立行政法人自動車事故対策機構の一般講習を受講させているほか、外部講師による安全運転講習会、営業所単位の運輸安全マネジメント委員会を開催し、危険個所の把握や事故情報・事故対策に関する情報を共有し、輸送の安全性向上に努めています。

また、春の全国交通安全運動（5月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月上旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、夏季輸送の安全強化運動（7月中～下旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月中旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めています。

### **(3) 運転士関係**

年に4回、社員全員参加の「事故防止研究会」を開催し、事故情報・事故対策に関する情報を共有し、社員の事故防止意識を高め、事故を未然に防ぐよう努めています。

また、春の全国交通安全運動（5月上旬）ならびに秋の全国交通安全運動（9月上旬）にあわせて事故防止運動を重点的に展開するほか、夏季輸送の安全強化運動（7月中～下旬）ならびに年末年始輸送の安全強化運動（12月中旬～1月上旬）を実施するなど、年4回の安全運動を中心として輸送の安全性向上に努めています。

## 11 2018年度の教育研修実績

### (1) 外部講習会・セミナー等への出席

- 9月13日 茨城県バス協会 運行管理責任者集会（2名）  
9月14日 第68回関東地区バス保安対策協議会委員総会（1名）  
10月 2日 運輸事業の安全に関するシンポジウム2018（2名）  
10月16日 第13回NASVA安全マネジメントセミナー（2名）  
11月 5日 東武鉄道 異常時総合訓練（1名）  
11月12日 第7回東武グループ交通事業者安全推進連絡会（1名）  
3月 6日 埼玉県バス協会 バス事業者講習会（2名）

### (2) 外部講師を招いて実施した主な集合教育実績

| (研修名)   | (開催月)    | (受講者数)               |
|---------|----------|----------------------|
| 事故防止研究会 | 2018年9月  | 118名（事務職19名、運転士 99名） |
| 事故防止研究会 | 2018年12月 | 120名（事務職19名、運転士101名） |



《国土交通省認定 外部リスクコンサルティング会社による研修・集合教育》

2018年9月実施



《吉川警察署による研修・集合教育》

2018年12月実施

### (3) 各営業所で行った運転士教育・実車訓練

当社ではバスの安全運行の徹底を図るため、運転操作および非常時対応のための実車訓練を実施いたしました。今後も同様の訓練を継続的に実施いたします。



《積雪時に備えたタイヤチェーン脱着訓練》

2018年冬季実施



《ドライブレコーダー映像を活用した安全運転指導》

2018年実施

ドライブレコーダー映像を活用し、事故事例やヒヤリハット事例を用いて実践に即した教育を実施しております。

## 12 輸送の安全に関する内部監査の実施

茨城急行自動車株式会社（全3営業所）

2018年度において全営業所の内部監査を実施し、指摘事項の改善を確認いたしました。

## 13 行政処分および講じた措置等

ありません

以上

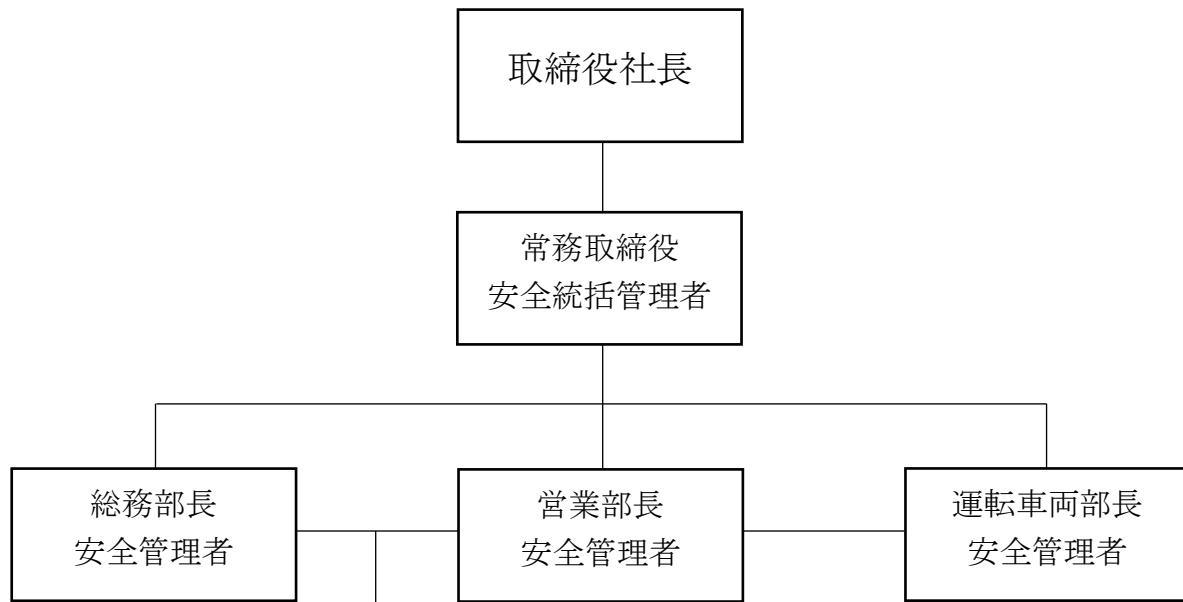
別紙1

## 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

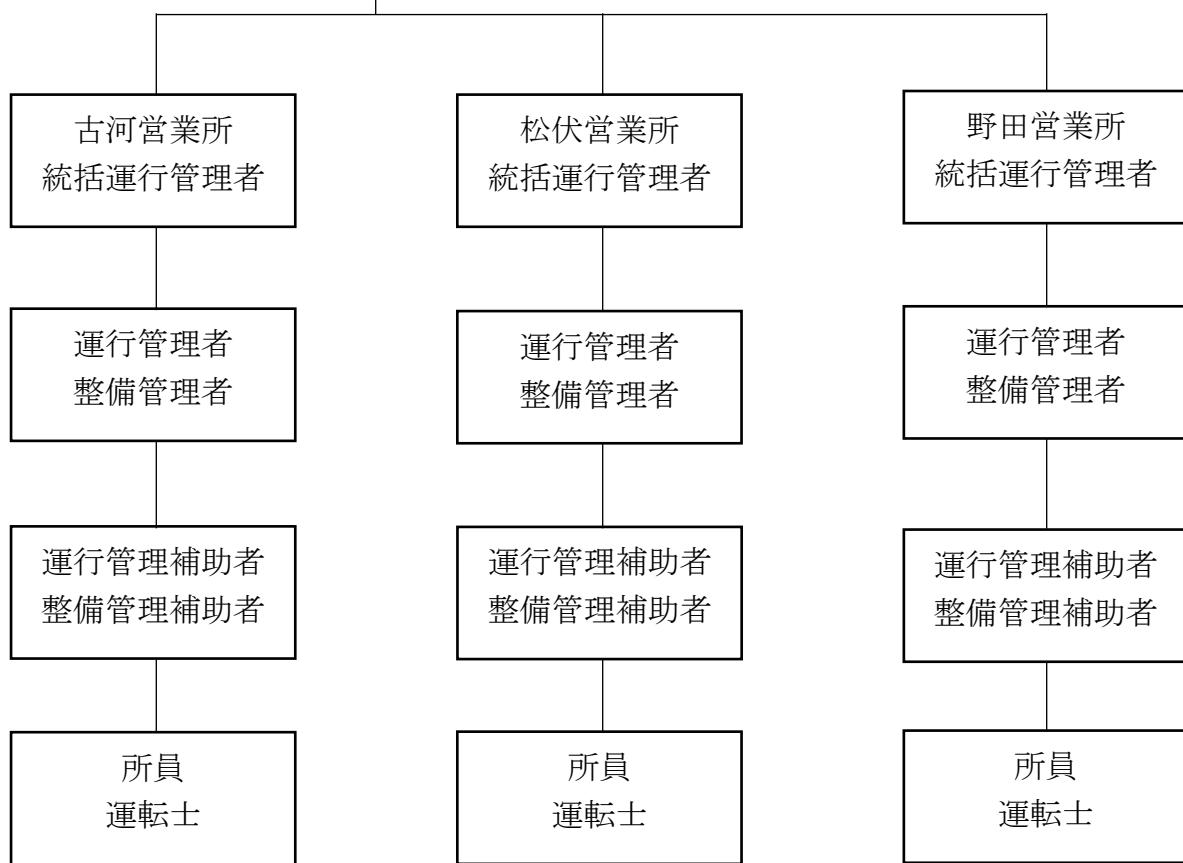
茨城急行自動車株式会社

本社

安全管理組織図

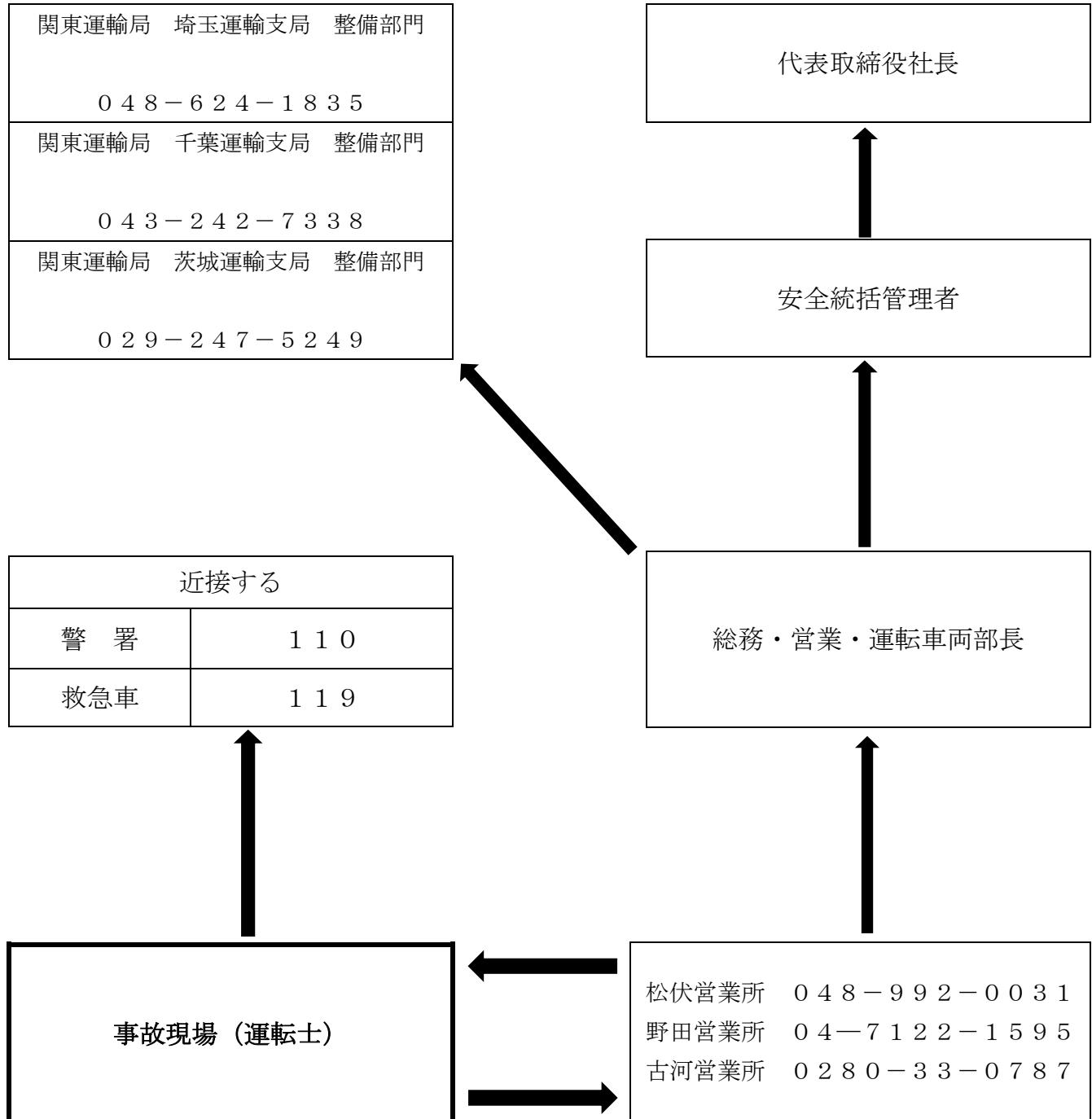


営業所



## 事故・災害時報告連絡体制

## 茨城急行自動車株式会社



# 安全 管理 規定

## 【事業の種類】

一般乗合旅客自動車運送事業

特定旅客自動車運送事業

茨城急行自動車株式会社

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 第一章 総則                          | 1 頁 |
| 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方法等      | 1 頁 |
| 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 | 2 頁 |
| 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 | 3 頁 |

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規定（以下「本規定」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** 本規定は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

**第3条** 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く意識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（これを「plan Do Check Act」という。）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

**第4条** 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うこと。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定しこれを的確に実施すること。

2 各グループ企業間の連携を密接にして互いに協力し合い、一丸となって

輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適格に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 統括運行管理者
  - (3) 運行管理者
  - (4) 整備管理者
  - (5) その他必要な責任者
- 2 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管轄の営業所を統括し、指導監督を行う。
  - 3 輸送の安全に関する組織体制、及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を

選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 身体の故障、その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

##### 第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要なという意識を徹底する。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重要施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

##### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

##### 第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施にする。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

**第12条** 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### (事故、災害等に関する報告連絡体制)

**第13条** 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括責任者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、本条第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

#### (輸送の安全に関する教育及び研修)

**第14条** 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する内部監査)

**第15条** 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部調査を実施する。

- 2 安全統括責任者は、前項の内部監査が終了した場合にはその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

#### (輸送の安全に関する業務の改善)

**第16条** 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査

の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

#### (情報の公開)

**第17条** 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### (輸送の安全に関する記録の管理等)

**第18条** 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当っての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括責任者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存方法は別に定める。

### 付 則

この規定は、2009年10月16日から実施する。